

岐阜県地域年金事業運営調整会議設置要綱

(目的・設置)

第 1 条

国民の公的年金制度に対する理解をより深め制度加入及び保険料納付に結び付けるため、地域・教育・企業等の地域社会に根ざした公的年金制度の啓発・普及を目的とした「地域における年金運営の展開に関する事業」（以下「地域年金展開事業」という。）を効果的に推進し、世代、年齢、地域、職域を越えた社会連帯を図るとともに、支援のネットワークを構築するため、岐阜北年金事務所に岐阜県地域年金事業運営調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(所管事項)

第 2 条 調整会議は次の事項を所管する。

- (1) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業の事業計画の策定・推進に関する情報共有
- (2) 各年金事務所が実施する地域年金展開事業に対する意見・助言
- (3) その他、地域年金展開事業の推進に必要と認められる事項

(委員の構成)

第 3 条 調整会議の構成員（以下「委員」という。）は別添のとおりとし、岐阜北年金事務所長が委嘱する。

- 2 委員の任期は 2 年とし、期間は翌年度の 3 月 31 日とする。ただし再任を妨げない。
- 3 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 調整会議に委員長を置き、委員長は委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 調整会議は、委員長が参集を求めて開催し、委員長がその議長となる。

- 2 委員は、事故その他やむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ委員長の承認を得て、代理人を出席させることができる。
- 3 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、職務上知り得た秘密は漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員の調整会議出席謝金及び旅費)

第 7 条 委員の調整会議出席謝金及び旅費については、日本年金機構の支払基準に基づき支給する。

(事務局)

第 8 条 調整会議の庶務を処理するため、事務局を岐阜北年金事務所総務調整課に置く。

(その他)

第 9 条 調整会議は、原則として公開により開催することとする。ただし、特定の個人情報を取り扱う場合や、公開により率直な意見交換が困難となる場合等、特に非公開とする旨の申し合わせを行った場合には、非公開とすることができるものとする。

2 その他調整会議の運営に関し必要な事項は、岐阜北年金事務所長が定める。

附則

- 1 この要綱は平成 25 年 2 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱は平成 26 年 2 月 1 日から施行する。
- 3 この要綱は平成 28 年 2 月 18 日から施行する。
- 4 この要綱は平成 30 年 2 月 20 日から施行する。
- 5 この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この要綱の施行の日以後最初に開かれる会議は、第 5 条第 1 項の規定に関わらず、岐阜北年金事務所長が参集を求めて開催する。

(別添)

岐阜県地域年金事業運営調整会議委員

岐阜県代表年金事務所長は、関係機関（団体）に対して委員の推薦を依頼する等、適任と認められる者を選定のうえ委嘱する。

調整会議の委員の構成員は、次のとおりとする。

[教育関係]

- ・学識経験者
- ・岐阜県教育委員会が推薦する者

[関係団体]

- ・岐阜県社会保険労務士会が推薦する者
- ・一般財団法人岐阜県社会保険協会が推薦する者
- ・全国健康保険協会岐阜支部が推薦する者

[年金委員]

- ・年金委員（職域型）を代表する者及び委員会組織が推薦する者

[官公庁]

- ・岐阜県国民年金都市協議会が推薦する者
- ・厚生労働省東海北陸厚生局が推薦する者

[その他]

- ・マスコミ関係者
- ・その他代表年金事務所長が適当と認める者